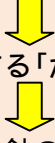


子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案の概要

目的

現状の把握：子宮頸がんの女性の生活の質への影響の深刻化・子宮頸がんによる死亡率が高い状況
科学的知見：子宮頸がんは適時適切な予防措置により「予防できるがん」



子宮頸がんに対する「がん対策」として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要

子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のための具体的施策等を定め、
子宮頸がんの確実な予防を図る

子宮頸がん予防施策の着実な実施に関する事項

子宮頸がん予防方針の策定

厚生労働大臣が、がん対策推進協議会・厚生科学審議会の意見を聴いて策定・公表（3年ごとに見直し）
関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、医療機関、健康増進事業実施者、教育機関その他の関係者の相互連携・協力
子宮頸がんの予防の状況に関する登録制度の実施の促進等 施策の検証・見直し

子宮頸がん予防ワクチン接種の状況、前がん病変の発生及び保有の状況等に関する登録等
財政上の措置についての適切な配慮

子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及等

子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及・子宮頸がん予防措置に関する意識の啓発
子宮頸がん予防措置に関する相談体制等の整備

子宮頸がん予防措置の実施の推進

子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進

国・地方公共団体による実施の推進・実施体制の整備

・居住地域を問わない接種機会の均てん化

予防効果の観点からの接種の重点化

・効果の高い年齢層への接種の重点化

・**特定年齢(12歳等を想定)への一斉接種(市区町村の努力義務)**

適切かつ有効な実施のための情報の提供

・市区町村、医療機関、教育機関等への情報提供

・接種を受けようとする者等への情報提供

安全な実施のための措置

・医療従事者に対する研修等

安定供給の確保及び研究開発等の促進

・ワクチンの安定供給の確保、新型ワクチンの開発等に関する調査研究

国庫補助

・**特定年齢(12歳等を想定)への一斉接種は、全部補助**

・それ以外については、一部補助可能

子宮頸がん予防検診(細胞診・HPV検査)の実施の推進

国・地方公共団体による実施の推進・実施体制の整備

・居住地域を問わない受診機会の均てん化

市区町村が行う子宮頸がん検診の拡充による実施

・市区町村の子宮頸がん検診を予防検診にまで拡充

適切かつ有効な実施のための情報の提供

・市区町村、医療機関等への情報提供

・受診しようとする者への情報提供

精度の向上のための施策

・研修の機会の確保等による人材の育成

・予防検診の方法等に関する調査研究

市区町村に対する国庫補助等

・**市区町村が実施するもので特に必要な年齢(30歳から65歳まで5歳ごとを想定)の検診については、全部補助**

・それ以外については、必要な財政上の措置

前がん病変に係る適切な医療の提供の実施の推進

前がん病変の的確な診断と適切な対処により子宮頸がんへの進行を防止するため、医師等に対する適切な医療の提供に関する研修の機会の確保等必要な施策

施行期日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

子宮頸がん予防ワクチン接種に係る健康被害の救済措置の在り方等についての検討条項を規定

必要経費：平年度約550億円